

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 7 年 6 月 30 日

住 所 宮崎県宮崎市赤江宮崎空港内

事 業 者 名 宮崎空港ビル株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長 永山 博康
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

- (1) 旅客施設の整備に関する事項
- ・当社が管理する宮崎空港ターミナルは、移動円滑化基準に適合しているが、今後は全ての利用者が使いやすい施設（ユニバーサルデザイン）を目指す。
 - ・具体的には、小型機にも対応したPBBを日本で初めて開発・設置し、車椅子に乗ったままでも安全に搭乗が出来るようにしている。さらに「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」のガイドラインに準拠しているPBBへの入替も順次進める予定（2017年度～）

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
旅客搭乗橋（PBB）	小型機にも対応したPBBを日本で初めて開発・設置し、車椅子に乗ったままでも安全に搭乗が出来るようにしている。さらに「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」のガイドラインに準拠しているPBBへの入替も検討していく（2017年度～）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	現状、移動円滑化基準に適合しているが、今後も全ての利用者が使いやすい施設（ユニバーサルデザイン）を目指す。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	令和元年度に旅客誘導用として、到着出口の床面に二次交通案内のシートを設置している。今後ご意見等を参考に検討していく。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	令和元年度にHPをリニューアルし、バリアフリー情報などの掲載を充実させており、また、到着ロビーのデジタルサイネージにバス・JRの時刻をリアルタイムで表示させている。今後ご意見等を参考に検討していく。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
資格の取得	社員による障害者の接遇に関する資格の取得を促進する。 (2024年度現在：サービス介助士2名)
手話対応	インフォメーション職員の能力の向上を図る。 (2024年度現在：インフォメーション職員11名が手話対応可能)
手話講座	接客スタッフ（売店・飲食店）の能力向上を図る。 インフォメーション職員による手話講座の実施（2021年度～）

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	令和元年度のHPリニューアルに伴い、HP上に「お手伝いが必要なお客様へ」の項目をわかりやすい場所に設置している。今後ともご意見等を参考に検討していく。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・館内に設置しているご意見箱に寄せられた内容を検討し、全ての利用者が使いやすい施設（ユニバーサルデザイン）を目指す ・2019年度に実施した、ユニバーサルデザイン診断の結果を踏まえ、計画的な改善を図る。（2020年度～）

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
—	—	—

Ⅴ 計画書の公表方法

--

Ⅵ その他計画に関連する事項

H P への掲載

- 注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。